



平成 18 年 5 月 23 日

各 位

東京都渋谷区恵比寿一丁目 19 番 19 号

株式会社オールアバウト

代表取締役社長兼 CEO 江幡 哲也

(コード番号：2454)

問い合わせ先 経営企画部 ジェネラルマネージャー 西村 俊彦

電話 03-5447-3700

## 内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は平成 18 年 5 月 23 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

### 内部統制システム構築の基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制を整備する。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「倫理綱領」、「行動基準」及びコンプライアンス体制にかかる規程を制定し、取締役及び使用人に周知し、法令、定款及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- ② 法令違反その他法令上疑義のある行為等を早期に発見し、適切に対応するため、社内における通報制度を構築し、運用する。
- ③ 内部監査室は、各部門の業務遂行、コンプライアンスの状況等について監査を実施し、定期的に取り締役会及び監査役会にその結果を報告する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書管理規程に従い、取締役の職務執行にかかる情報を文書又は電子媒体に記録し、適切に保存及び管理する。

- ②取締役の意思決定にかかる文書については、取締役会規程、経営会議規程等に、それぞれの会議体への付議基準を明確に定め、各会議体の事務局が議事録を作成し、定められた保存期間にわたり、適切に保存及び管理する。

### **(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ①リスクマネジメントにかかる規程を制定するとともに、リスクマネジメント委員会を設置し、全社的なリスクの管理及び対応を検討する。
- ②各部門の担当業務に付随するリスクについては、当該部門にて個別規定、ガイドライン、マニュアル等の整備及びこれらを周知徹底させるための研修等を実施する。
- ③内部監査室が全社及び各部門のリスクの管理状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役及び監査役会に報告する。内部監査の結果に応じて、必要な改善策の審議・決定を取締役会等適切な会議体等において行う。

### **(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ①取締役会規程を制定し、取締役会における付議事項を明確化するとともに、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。
- ②月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速かつ的確な意思決定を行う。
- ③取締役会において中期事業計画及び年度事業計画を決定するとともに、その進捗状況を監督する。
- ④代表取締役は、取締役会において決定された事業計画に基づき、業務執行及び業績管理を行い、その執行状況に関する報告を定例取締役会において行う。
- ⑤取締役会の決定に基づく業務執行について、経営会議規程、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその執行手続の詳細を定める。

### **(5)当会社及び親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ①親会社より取締役の派遣を受け、取締役会において経営状況の報告を行う。
- ②親会社における内部統制の推進組織との連携を図り、企業集団における業務の適正性の確保、法令違反その他コンプライアンスに関する連携体制を構築する。

### **(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ①監査役は、内部監査室に属する使用人に監査業務に必要な事項を命令することができる。但し、監査役が監査補助者を置くことを求めた場合には、監査補助者を任命し、当該監査補助者に監査業務を行わせることができる。
- ②監査役より監査業務に必要な命令を受けた内部監査室に属する使用人は当該命令に関

して取締役等の指揮命令を受けない。

- ③内部監査室に属する使用人の任命・異動・人事考課については、監査役の意見を聴取し、尊重する。

**(7)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、その他各監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について速やかに報告を行う。

**(8)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ①監査役は、必要に応じて、経営会議等重要な会議に出席することができる。また、代表取締役と監査役との定期的な会議を開催し、意見や情報の交換を行える体制を整備する。さらに、必要に応じて、監査役と会計監査人との会議を開催し、意見や情報の交換を行える体制についても整備する。

以上